

地域密着型介護老人福祉施設 山田井の郷 利用料金表 令和6年6月改定版（1割負担）

区分	費 目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本料金	介護費（1割）	682円/日	753円/日	828円/日	901円/日	971円/日	
	食費	① 300円 ② 390円 ③(1) 650円 ③(2) 1,360円 ④ 1,650円（所得に応じて設定）					
	居住費	① 820円 ② 820円 ③(1)1,310円 ③(2) 1,310円 ④ 2,200円（所得に応じて設定）					
加算等料金 介護給付に関わる費用	日常生活継続支援加算	Ⅱ		46円/日			
	看護体制加算	Ⅰ(イ)		12円/日			
		Ⅱ(イ)		23円/日			
	夜勤職員配置加算	Ⅱ(イ)		46円/日			
	精神科医師定期的療養指導加算			5円/日			
	褥瘡マネジメント加算	Ⅰ			3円/月		
		Ⅱ			13円/月		
	協力医療機関連携加算	Ⅰ			100円/月（令和7年3月31日までの間は100単位を算定）		
		Ⅱ			5円/月		
	高齢者施設等感染対策向上加算	Ⅰ			10円/月		
		Ⅱ			5円/月		
	生産性向上推進体制加算	Ⅱ			10円/月		
	科学的介護推進体制加算	Ⅰ			40円/月		
		Ⅱ			50円/月		
	認知症専門ケア加算	Ⅰ			3円/日		
	栄養マネジメント強化加算				11円/日		
	新興感染症等施設療養費				240円/月		
	認知症チームケア推進加算				120円/月		
	ADL維持等加算	Ⅰ			30円/月		
		Ⅱ			60円/月		
	個別機能訓練加算	Ⅰ			12円/日		
		Ⅱ			20円/日		
	自立支援促進加算				300円/月		
	療養食加算				6円/回（1日あたり18円）		
	再入所時栄養連携加算				400円/回		
	口腔衛生管理加算	Ⅰ			90円/月		
		Ⅱ			110円/月		
	経口移行加算				28円/日（但し、経口移行計画が作成された日から起算して180日以内）		
	経口維持加算	Ⅰ			400円/月		
		Ⅱ			100円/月		
	看取り介護加算	Ⅰ	死亡日以前31～45日		72円/日		
			死亡日以前4～30日		144円/日		
死亡日の前日・前々日				680円/日			
(死亡日)				1,280円/日			
Ⅱ		死亡日以前31～45日		72円/日			
	死亡日以前4～30日		144円/日				
	死亡日の前日・前々日		780円/日				
	(死亡日)		1,580円/日				
配置医師緊急時対応加算				650円/回（早朝・夜間の場合 ※早朝:6時～8時 夜間:18時～22時）			
初期加算				1,300円/回（深夜の場合 ※深夜:22時～6時）			
外泊時費用				30円/日（入所後30日に限る）			
安全対策体制加算				246円/日（一月に6日を限度とし、所定単位数に代えて算定）			
在宅復帰支援機能加算				20円/回（入所時に1回算定）			
在宅・入所相互利用加算				10円/日			
				40円/日			
介護職員処遇改善加算Ⅰ	該当月の介護費（加算含む）×地域密着型介護老人福祉施設の加算率（14.0）/月						
	その他、サービス提供体制加算、生活機能向上連携加算、排せつ支援加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、退所時等相談援助加算等あり						
月 額 基本料金と加算料金のチェック項目	①第1段階	62,877円	65,386円	68,037円	70,616円	73,090円	
	②第2段階	65,667円	67,176円	70,827円	73,406円	75,880円	
	③第3段階①	88,817円	91,426円	94,077円	96,656円	99,130円	
	④第3段階②	110,927円	113,436円	116,087円	118,666円	121,140円	
	⑤第4段階	147,507円	150,016円	152,667円	155,246円	157,720円	
別途料金	費用項目	金額					
	特別な食事	実費	通常の食事以外に希望して食される食事・お酒等				
	理髪	実費(1,000円)					
	生きがい活動	実費	希望により実施する趣味的活動に使用する材料費、希望する旅行、観劇等の入館料等				
健康管理費	実費	医療費(受診代、薬代、歯科診療費、インフルエンザ予防接種に係る費用等)					

※料金を表示したものの以外に、ご利用者の依頼により購入する日常生活品等については実費徴収させていただきます。

※加算等料金については、チェック項目が通常加算されます。その他の加算については、現状の介護サービス提供内容に応じてご負担いただきます。

※月額の利用料金は31日で計算した例ですので変動します。

- ①第1段階・・・市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者・生活保護受給者
- ②第2段階・・・市民税世帯非課税で合計所得+年金収入80万円以下
- ③第3段階1・・・市民税世帯非課税で年金収入80万円超120万円以下
- ④第3段階2・・・市民税世帯非課税で年金収入120万円超
- ⑤第4段階・・・上記以外の方

- ② 単身650万 夫婦1,650万 ③ 単身550万 夫婦1,550万
- ④ 単身500万 夫婦1,500万